



第38号

63.3.1

会報

# やまぐち

発行所  
山口市駅通り2丁目9番15号

山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口(22)5975

発行者  
会長 新本清人

印刷所  
防府市大字仁井寺1505  
大村印刷株式会社  
TEL (0835) 25-1212㈹

○ごあいさつ	山口地方法務局長 三宅雄一	2
○年頭所感	会長 新本清人	3
○歴史に探る境界争い	下関支部 前田博司	4
○登記官会同における協議問題の協議結果について		
	山口地方法務局首席登記官 田井幸男	5
○我が受験人生	防府支部 木下 勝	7
○特設登記相談所開設		13
○調査士会と法務局登記部門及び		
	県用地課との協議会	14
○追憶(投稿)		15
○事務局だより		16
○囲碁大会		18



(山口地方法務局 防府支局)

# 新年のごあいさつ

山口地方法務局長 三宅雄一

新年明けましておめでとうござります。

山口県土地家屋調査士会会員の皆様には、お元気で昭和六十三年の新春をお迎えになられたことと存じ、心からお喜びを申し上げます。

私は、昨年八月当地に着任早々、同月八日司調会館で山口県公共嘱託登記士地家屋調査士協会第二回通常総会が開催された機会に、当県下の土地家屋調査士の皆様に初めてのごあいさつを申し上げて以来、まだ半年ばかりですが、当局管内の登記行政が、地図のない山番地の土地の筆界確認や複雑な地図訂正など困難な問題を抱えながらも、おおむね円滑に推進されているのは、

土地家屋調査士会会員の皆様の力強い御支援と御協力の賜であると感謝いたしております。お陰さまで、私も山口

で初めての正月を心静かに迎えさせていただきました。

昨年は円高不況の進行、大都市での地価高騰、株価の暴落など厳しい社会経済情勢の中で、土地税制の改正が論議され、土地と地上権の登記の登録免許税が五〇パーセント引き上げられたりしましたが、当局における昨年の明るい話題を取り上げてみると、法務局発足四十周年に当たり、幸い当局の本局庁舎が新設されましたし、また、不動産登記制度施行百周年を迎えた局でも皆様の御協力を得て、不動産登記制度に対する国民の一層の理解を得るための広報活動を中心に多彩な記念行事を開催しました。

今年は、昭和二十五年七月三十一日土地家屋調査士法施行以来満三十八年を迎えますが、土地家屋調査士制度は、

不動産登記制度の根幹をなす表示に関する登記の申請手続を適正、円滑に行うことにより国民の権利保全に大きく寄与しており、人の成長に例えれば、まだ若さに満ち、これからが働き盛りになるのではなかろうかと存じます。さて、今年の課題や抱負ということになりますと、既に二十一世紀へ向けて発展の兆しが見え、法務局の登記事務処理をコンピュータ化する計画について討議が本格化していますが、これからは夢と希望を持ってこれを徐々にかつ確実に実行に移すよう努力していくねばなりません。また、行財政改革に伴う登記所適正配置の問題も若干残っております。登記行政が直面する問題は幾つもありますが、一つずつ解決を図りながら、国民に対し法務局全体として行政サービスを向上させるよう努めたいので、今後とも皆様の御理解と御協力を願いいたします。

今年の干支は辰(龍、Dragon)です。この「登り竜」にあやかり、積極的に活動して幸運をつかみたいものですが、

で用心が肝要です。

詰びに、今年も土地家屋調査士制度  
が国民の信頼と期待にこたえて一層發  
展し、皆様がますます御健勝で御活躍  
されるよう心からお祈り申し上げ、  
あいさついたします。

年頭の所感

山口縣土地不動調查士公会



新本清人

一九八八年、昭和六十三年、成蹊開  
学の新春先づは明けまして御出度にて  
ございます。今年は辰年の龍にあやか  
り天にも昇るの意気に燃え、金賀の皆

様と共に力強く頑張っておりたいと存じます。昨年五月二十四日開催の、臨時総会におきまして選任されました私達役員は、前会長三好体勢を承諾いたしましたとしてニーネンバーによる執行部として、又新しく組成された支部長会議と共に初めて迎えた新年でございます。

ふり返つて見ますと、昨年は大変に盛り沢山な行事に事れた年でございました。特に七月二十二日には日曜連主催の親睦ブルフ大会の御引受け、十月二十三日二十四日と中間プロテク協議会総会の当番会としての行事、又、斬新的な試みとして、市民文化講座も十二月二十九日山口市民会館にて開催する等に当たりましては、担当の各副会長、部長、各理事さん、又一方、講修機施としての支部長さん各位の用意周到なる計画と程良い実績の良さは、各開催期日共に惠れた大歓と相まって、成功裏に終始し大きな成果を得たことは皆様と共に御同慶いたえません。(二)

改めて皆様に厚く御礼を申し上げま

まじ、今年もローテーションに基づき、各部署に色々の行事が計画され、実施の予定でございます。特に調査士の倫理綱領の制定に伴いまして調査士としてのモチベー、そして意識の昂揚と相まって、昭和五十二年十月日調連が策定した不当講義の判断基準も、昭和六十年三月大山に考え方としての変更がなされ、公取委からの指導等の影響があつたことを併せ考えまして、当山口をとしても明確な判断基準を定め統一しておきたい、又これに平行して、当会は従うに及ぼす会員各位の P.R の問題に取組み大きむこれを展開し推進して参りたいと存じます。この事については、役員は直々に及ぼす会員の皆様の方の懇意を結集して充分に練りに練って立派なものを作り将来に備えたいと大きな希望でもつて、研鑽を重ねて参ります様、再会致しまして御挨拶といいたいと存じます。

## 歴史に探る境界争い

# 水に流せぬ国境「芸防論地」

(下関支部 前田博司)

岩国市と大竹市の間を流れる小瀬川は、古くから周防と安芸との国境であった。もともと、小瀬(おぜ)川と呼ぶのは周防側であり、安芸側では木野(この)川と称した。この川は、その下流ではいくつもの支流にわかれ、洪水の度にその流路を替えた。慶長十六年(一六一)七月二十七日の大洪水によつて、周防の土地へ川が切り込み、新川が出来あがつた。その後も洪水のたびに幾度となく地形が変化し、そのために、周防の和木・関ヶ浜・瀬田の諸村と安芸の大竹村との間で二十数度にわたる境界争いが起り、時には流血の惨事にも及んだ。

三角洲の持つ宿命といつてしまえばそれまでだが、洪水のたびに両藩がそれぞれに水止めのための石垣の堤防を高く築くために、その次の洪水では、川岸の弱い方が決壊してそちらに河流が出来、これを堰き止めるために、より高い

堤防を築くといった繰り返しが行われた。こうした懸命の川普請も、両岸がそれぞれ別々の作業とあっては一時凌ぎのものでしかなく、それはあたかも賽の河原に築く石塚のようであった。享和二年(一八〇二)に編纂された『玖珂郡志』の和木村の項には、こうした数々の「芸防論地」や川普請の経緯が詳細に記されている。

河口の磯の領有についてもまた、川の流路の変動のたびに紛争が絶えなかつた。『玖珂郡志』に加里又藏墓として、明暦の頃(一六五五)八月、萩東の沖、貝取りの儀にて、芸防の論これ有り。芸領よりは、ますます我意に暮りそううゆえ、又藏庄屋役を相い勤め、村中難済に及び、貝も取らせずして

我れ死にたらば萩東浜に葬らい。石塔を建て置けよと遺言して三月二十九日に終れり。ゆえにその子仁左衛門、その事を代官役へ達し、墓を築けりと申し伝う」といった記事が見える。もちろん、これはこちら側の言い分であつて、大竹側にもそれなりの主張があつたことだろう。

こうした川をはさんでの長年にわたる争いは、両藩当局の交渉によって享和元年(一八〇一)十二月、壯健の者萩東の浜へ出て貝を取り。大竹の庄屋へ使いをもつて、

右の旨趣を申し遣わすといえども、他出の由にて、使いの者三度まで出逢い申さず。四度目の使いの時、大竹より大人數相い催し、同十三日迄は、或いは口論、或いは鬭争度々なれども、和木は一和して誠一身の手足をつかうがごときゆえ、十三日の喧嘩、大竹大敗して逃走せしを、御境目の古川を追い渡し、勝負をあげて引き取りけるより、萩東の沖にて貝を取りそらうても、芸州より相い障ることなし。左候て、寛文九年三月又藏末期に及び、子共を集め申しけるは、去る貝取りに和木村勝利を得ずんば、萩東浜の土とならんと明神に誓いし事なれば、今もその事を忘れず、我れ死にたらば萩東浜に葬らい。かつて白河法皇が、賀茂川の水と双六の賽、比叡山の山法師は自分の思うようにならないもの、と嘆いたように、古今を問わず川の流れは人々を悩ませて來た。川の中洲の境界論争で國際的に有名なのは、黒龍江の支流であるウスリ川の珍宝島(ソ連側の呼称ではダマンスキ島)の領有をめぐっての中国とソ連との紛争(一九六九)であろう。このように川の流れは人々の営みにかかわりな

く、太古から自然の摂理に従つて、あるときは静かに、あるときは荒々しく過ぎてゆく。その結果、凸岸は侵食され凹岸は堆積して蛇行し、河口に運ばれた土砂はそこに三角洲を形成する。流路の変動は、自然界では至極当然の理である。

## 登記官会同における協議問題の協議結果について

山口地方法務局

首席登記官 田井幸男

昭和六二年一二月二〇日発行の本会報第三七号に掲載できなかつた同年一〇月八日開催の登記官会

国境や行政区の境界をそこに設けるのは、人々の間における単なる約束事に過ぎない。所詮人間世界の約束事に過ぎないはずの境界が、自然のうつろいによって時には紛議を醸し、無用の流血をもたらしたりする。考え方によつては、境界といつもの「人間が考案したなかで、最も愚かな所産かもしれない」。

物置又は居宅として利用されるのは、人々の間における単なる約束事に過ぎない。所詮人間世界の約束事に過ぎないはずの境界が、自然のうつろいによって時に

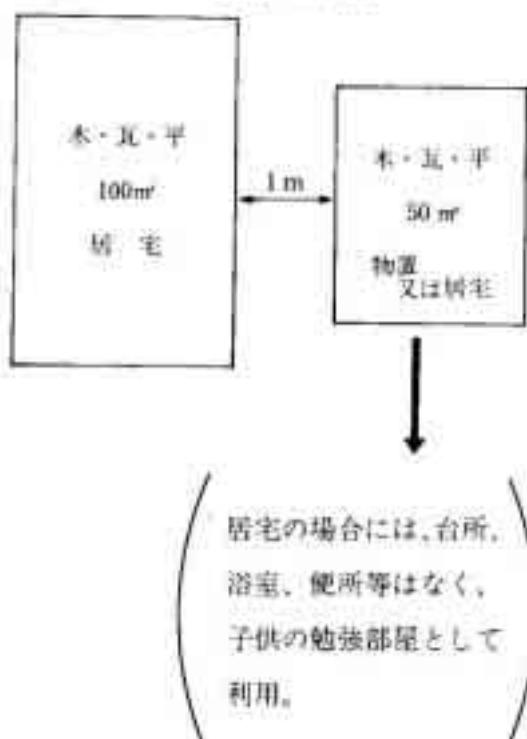
思われますので、この協議問題についての協議結果を、主要なものを抽出して参考に供します。

① 母屋に接する別棟の物置が効用上一体として利用されている限り一個の建物として認定すべきも、所有者の意思により、別個の建物として取り扱うことができるとき

② A地の土地所有者から、同左図事案の場合、それぞれの建物を別個独立の建物として認定してよいか。

○協議結果  
「物置」又は「居宅」は、付属建物として登記するのが相当である。

建物の配置図



居宅の場合には、台所、浴室、便所等ではなく、子供の勉強部屋として利用。

- (1) B地について  
全面にわたり、アスファルト舗装がなされ、駐車用のランプが引かれ、用途は駐車場と認められる。
- (2) A地について  
敷地には、鉄筋三階建の寺院「○○寺」の本堂外一棟があり、敷地内には、十数台の駐車スペースがある。

- (3) A地とB地との位置関係について  
A地からB地までは、市道

を隔てて、四〇メートル程度である（左図参照）

「参考」：○○寺では、月二回定期的に講話が開催され、

多くの車での参詣者があり。

1 土地調査の面積簿を添付し  
2 測量図と地図の形状が一致

する駐車場不足からB地を取得、

○○寺専用の駐車場に利用さ

れているとの趣。

3 地積が面積簿と一致（公差内）しておれば、隣接地所有者全員の境界確認書の添付を省略できるか。

を抹消することができるか。

し。

「分筆錯誤」を登記原因とする分筆登記の抹消申請は、受

理して差し支えない。

○協議結果

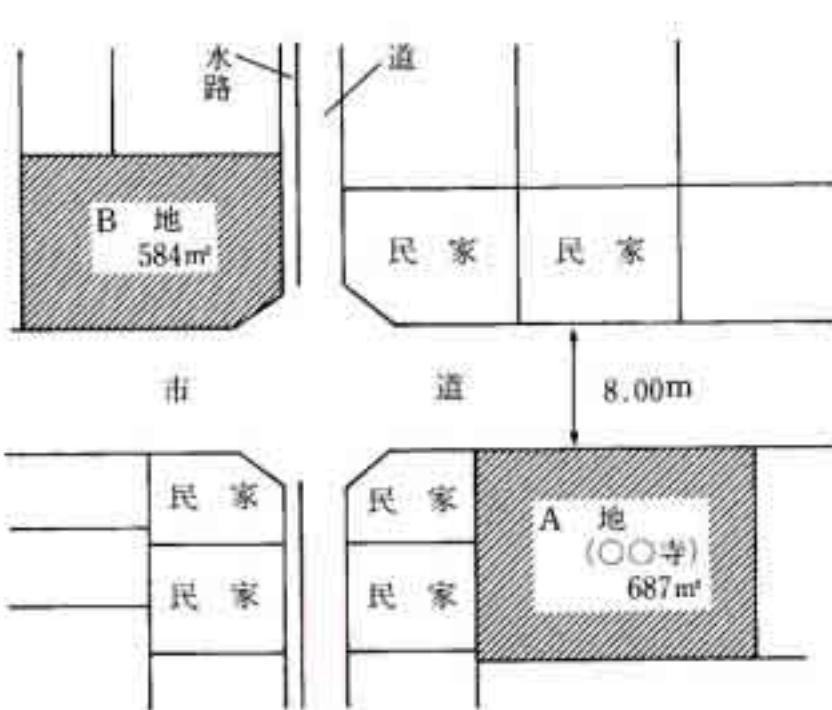
⑤ 左図のような出窓部分は床面積に算入すべきか。

○協議結果

①ないし④とも、出窓部分とみなさないのが相当であるから、床面積に算入すべきである。

○協議結果  
原則として、省略できない。

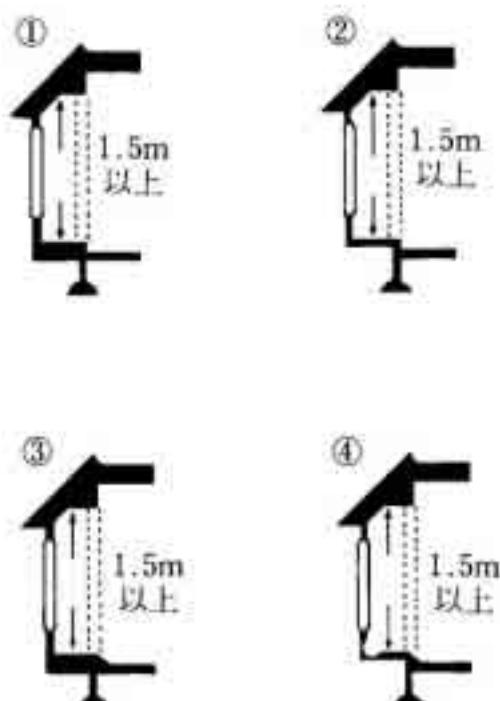
④ 抵当権を消滅させる旨の承諾書を添付して、分筆の登記がされた後、分筆が誤りであることを発見した場合、分筆錯誤を原因として、分筆登記



○協議結果

受理できない。

③ 國調合筆処理不能地を後に合筆した場合において、地積更正をする際



①②は床面との段差  
5~10cm程度  
③④はスロープ

# わが受験人生

## 試験合格体験記 II

防府支部 木下 勝

はじめに

ら) 誤解のない様にお願いしたいと思う。

んを介して、モノになるかどうかわからない事案で銀行が呼びつけようとするから蹴つてやつた。それまで足を運ぶのが礼儀というものであろう。

とは言うものの、我々に対する現実の社会的評価、現実の需給関係は斯くの如し。腹は立つけど、この現実に合わせなければ仕事が来ないとすれば何と情ないことであるうか。

つい筆が滑つて脱線してしまつたが、本題に還ろう。

調査士の業務そのものが易しいなどとはちつとも思っていない。現在の報酬額は専門知識と労力に對する対価として当然の水準だと思うが、どなたか随分御自分を卑下してダンピングをおやりになる方がいらっしゃる様である。私は、六一年も六二年も一二二件しかなかつたが、原因はいろいろあるが、その一は価格競争力に於て敗れたことが挙げられると思う。私はそういう意味で、価格競争力の難易度即ち合格最低点を対象に言つているのであるから「試験レベルを遙かに超えている一流の先生には関係のないことであるか

五科目のうち、簿記論、財務諸表論の二科目(会計科目)が必修で、残り三科目は税法科目である。税法科目のうち一科目は所得税法か法人税法の何れかを必ず選択しなければならない。

受験資格には種々のものがあり、学歴によるものは、大学教養課程を終了するのに必要な単位を取得し、その中に法律学又は経済学に関する科目を含むこととされてい

り下つてしまい、一般に人を評価するのに財力のみを以てするようになつたとはい、銀行その他

その他、日商一級簿記検定合格者、司法書士、行政書士の業務経験十年以上といったものもある。

が少ないというだけの理由で余輩を軽んじ、デカい面をするなど笑止千万と言いたいが、当人は金を余計儲ける者が偉いと思っているのだから始末が悪い。

大学受験の経験を有する者にとって、さしたる難事ではないこと、

校程度の数学を憶い出すことは、大手受験の経験を有する者にとって、さしたる難事ではないこと、

そして不動産登記法は、表示に関する登記のみやれば良いし、測量については薄い参考書一冊読んだだけで済ませたので、二ヶ月の準備しかしなかつた事實を述べているにすぎない。

調査士の業務そのものが易しいなどとはちつとも思っていない。現在の報酬額は専門知識と労力に對する対価として当然の水準だとお許し戴いた。従つて、桐友の讀者は、本文中桐友掲載のものと同一部分のあることを預め御了承戴きたいと思う。

又、本文中読みようによつては、不遜に聞こえる箇所があるかも知れないが、それは飽くまで試験の難易度即ち合格最低点を対象に言つているのであるから「試験レベルを遙かに超えている一流の先生には関係のないことであるか

それでは次に序説において私の試験に対する考え方を述べ、順次年代順に私の受験体験について述べることにする。

一、序說

私の場合税理士試験に合格する迄に十四年もかかってしまったので、或は頭の悪いヤツだと思われるかもしれないし、或は執念深い男だと思われるかもしれないが、どんな印象を持たれようとそれは御自由である。しかし、万事に、科学的であることを標榜する私としては、難易度の異なる種々の試験に挑戦したこの私が、どの程度の資質を有し、どの様な環境条件下で、どの程度の努力をして、その結果はどうであったか、ということ、即ち私の受験歴に即して、各種試験の難易度Dとこれに対応する学力R、そしてRを構成する諸要素について考察してみることにしたいと思う。従つて税理士試験以外の試験についても触れる事になるが、それは比較のために必要な事としてお宥し願いたい。凡そ全ての試験には抽象的な難易度というものがあり、それは具体的には合格最低点という形であらわ

れる。一方それに対応する、受験勉強の成果たる学力は知能乃至知能指数（IQ）と、勉強する為の環境条件（C）と努力（E）の関数として捉えることができる。これを式で表わせば、 $R = (IQ)^a \times C \times E$ となる。Eは勉強時間Hに置き換えることができるかもしれない。そして、RIVDとなつたときに合格するというわけである。

次で、私の知能指数（IQ）は、或る心理学者の作成に係る問題でテストしてみたところ、「一二一」と出た。私の感じでもこれは妥当なところであろうと思う。即ち、最も頭が良いクラスである「最上知」（IQ百二十一以上）には達しないが、ますますといった処である。そして、測定可能な知能を構成する三要素に分けてみると、言語的知能は、偏差値六五、数理的知能は六一、空間的知能五一、これを総合したものがIQ百二十一といふわけである。

これも私の知能の傾向をよく示している。どちらかといえば文科系だが理科系もできない方ではない。事実、その昔ラジオ製作に中した時期があり、物理は好きな科目で、就中電気は得意中の得意であった。それに反し空間的知能は極めて平凡である。一流のスポーツ選手は、この知能が高いそろはならず。その為にはこの知能が高くなくてはならないということである。斯くて私は企業のトープや一流スポーツ選手のメは全然ないことになるが、これはもって生れた資質であるから致し方ない。個人別に見ればIQは定数とみていいから、先の式に於てC・Eのみ変数ということになる。しかしCも時期如何によつては個人の力を超えた運命的固定的要素が大きくなる。定数に近いかも知れない。Eは本人の意志により左右されるがCが劣悪であれば自ら制約を受けられる。例えば生活費を稼ぐ為長時間労働を余儀なくされればEにも自ら限界がある。以上を要するに、頭が良ければ余程劣悪な環境下にない限り、短期間で合格レベルに達するが、頭が悪ければ環境条件に恵まれた上で更に相当の努力をしなければ受からない、という至極当然の事を先の式は示している。

にすぎない。受験専門校は營業政策上誰でも努力すれば受かるということにしておかないと都合が悪いかもしないが、私は多分に決定論的考え方へ傾いている。IQに二乗を付したのはそういう考え方の表れである。又、Cは人によって大いに異なる。大都市に住む者と地方に住む者、親に財力のある者と然らざる者に於て、その差は歴然としている。だから、資本主義社会に於ては、凡ゆる試験は形式的には平等な条件で行われるが、実質的には大いに不平等な条件下で行われていることを認識しておかなければならぬと思う。

続けた。これは日本記録かもしれない。ギネスブックに載らないだろうか。諦めなかつたのは、既に三科目取つてゐるのを無駄にするのは忍びないという気持と、IQ一二で合格しない試験などはどうしても思えなかつたからである。

## 二、東大文一受験

據て、昭和二十五年春、高校を卒業した私は山口大学経済学部に入学した。経済的に遠くへはやれなから、と父から念を押されてのことであつた。然るに若氣の至りというべきか半年在籍しただけで退学してしまつた。親不孝の極みであつた。こういうことを今言ふと顔から火が出る思いがするが、恥を忍んで正直に言うと、當時興味を抱いた西洋経済史を専攻する学徒たらんとして、その為に最良の環境で学問したい、そして職業的学者になるにしても有利であろうと思つて東大文一を受けようと思つたわけである。しかし、当時の文一は法学部、経済学部混合コースであつたから、当然のことによけられし五百名の此のクラスの全員が東大を受けるわけでもなかつたろうが、名門小石川高校邊

いかもしれない。近年でこそ医学部進学コースの理三が最も難しい様であるが、それは異常現象であろう。けだし、東大の東大たる所以は、近代日本の権力機構の中核に坐り続いた特権官僚の養成機関としてであるから、明治この方法が最も難しかつたのは当然といふべきであろう。私は二年半の浪人中、Cは悪かつたがEは極限に達高めた。その結果、私はあやうく一命を落としかける程の大病をし、八年間の療養を余儀なくされたのである。結局私のIQがもつと高く「最上知」以上であるか又は、家が豊かで環境条件に恵まれていたら、健康を害することもなく東大文一に合格できたのではないかと思う。現在東大生の父兄の所得水準が最も高いと言われるのは宜なる哉と思う。昭和二七年東大受験に二度失敗して流石に焦つた私は、無理をして四ヶ月間、代々木の予備校に通つたことがある。東大受験科と称するクラスに籍を置いた。名称はどうともつけられるし、五百名の此のクラス

りからも大挙してやつてきていた。衆を持てて「田舎の奴らなんか大に言つてゐるのを耳にしながら何くそ」と頑張つた。お蔭で第三位の成績をおさめ、特待生にしてやるという事であつたが、生費のことを考えて郷里に帰つて独学した。この時もそうだが、私は財務諸表論で七連敗する迄、こと受験に関する限り独学は不利だといふ事を身に沁みて感じていなかつた。IQとEについてしか考えず、東大を失敗したのは頭が悪いのか努力が足りないので思つていて。財表七連敗という試行錯誤を経て漸く悟つたのであるから随分迂闊なことであった。それだけ私は私の頭を信頼すること厚かつたのかもしれない。

## 東大文一を最後に受験したのは昭和二八年三月のことであった。

### 三、司法試験受験

八年の病氣療養の後、父が始めた養鶏の手伝いをしながら、ボツボツ勉強を始めた。独学可能なものというわけで法律学を選び、昭和二七年春から中央大学の通信教育を受けた。經濟上健

二週間通学したが遂にダウントした。急性肺結核で嘔吐は殆んど死亡したと言われる粟粒結核、そして御丁寧に脊椎カリエスまで背負い込んでいた。死線を彷徨し、死の淵に臨んだ私が奇蹟的に一命を取り止めたのはストレプトマイシンのお蔭であつた。當時まだ割当制ではあつたが、時あたかも国産のストライが大量生産を開始した頃に当つていた。それを生産していたのは明治製薬と協和醸酵であつた。しかも協和醸酵は私の郷里の防府工場でストライを製造していた。工場の全景写真が掲載されているのを病院のベッドで見た記憶がある。後年、その防府工場の工場長となつたY氏の媒妁で宇部工場長の妹であつた家内と結婚することになつたのも何かの因縁かもしれない。

康上の理由でスクーリングには行けなかつたので結局卒業はしなかつた。昭和三八年二月、司法試験第一次試験に合格した。これで二次試験の受験資格ができたので、すぐに通信教育は止めて専門の法律書を読み二次試験の受験勉強を開始しようと思つたが、母が、折角始めたんだから続けたら、といふので、その儘続けることにした。

般が特に優れているというデータは見出せなかつた。資質にバラツキがあるのは、本邦私立大学の一般的傾向であるからこれは致し方ない。要は、当該個人が少数の成功者の中に入れるかどうかにかかっているわけである。司法試験の場合に於ても、東大の場合と同様私のIQがもつと高いか、環境条件に恵まれていたら合格できたのではないかと思う。

四 司法書上

お蔵で後年これが税理士試験の受験資格として生きることになるのである。

昭和四一年から二次試験を受け始めたが、仲々短答式にも受からなかった。東大受験で懲りてはいるから決して無理はしなかった。Cが無理以上にEも少ないからRとDの並

離が仲々縮まらないわけである。当時の資料で、東大生（OBを含む）の司法試験合格率が一割、中大2.5%、全体も2.5%であったと記

憶するが、中央大は合格者の絶対数に於て東大を凌駕することもあるが、率においては一般受験生と異なるところはなく、中大生一

士を選んだといつてあつた。

そこで私も、いつまでも親掛りではいるから、せめて生活費は稼ぎながら司法試験を受けようと思ひ司法書士資格を取ること

のは相対的なものということがで  
きる。俗な表現をすれば「頭の悪い者にとつて難しい試験も頭の良い者にとつては易しい」ということである。

にした。どうせ登記をやるなら土地家屋調査士も取ろうと決めた。そして六ヶ月間の準備で、七月に司法書士認可試験を受け、次いで二ヶ月間の準備で八月末、土地家屋調査士試験を受け、更に二ヶ月余の後十一月半ばに行政書士試験を受け、悉く合格した。こう書くといかにも自慢めいて聽こえるかもしれないが、客観的にみて、これららの試験の難易度に対し、IQ百二十で大学受験の際数学の勉強をしていて、或る程度法律学の勉強もしていれば、これは当然の結果ではないかと思う。こんなにスマートに行かない人がいるとして、それは本人の責任でないのは無論のこと、親の責任ですらない強いて言えば神様の責任という他ない。

難易度の高い試験では散々苦労した私が、難易度の低い試験では斯くも樂々とパスできたのであるから凡ゆる試験の難易というも

間が国家試験中最も競争の激しい試験に勝ち抜ける筈がない。しかも、仕事の方も順調とはいえず、先が見えた様な気がしてきた。銀行や不動産屋にゴマをすれば仕事が増えるかもしれないが、法律家たる者がそんなことができるかと思つてはいるから増える筈がない。そこで、今の仕事はこれが限界と想い、更に職域を広げる必要を感じたのと、資産税等不動産に関する分野があり且つ司法試験に較

れば合格可能性が高いと思われる税理士試験に挑戦してみることにしたのである。時に昭和四八年のことであった。

五、稅理士試驗受驗

ます。今の仕事と聊が関連のある相続税、固定資産税の参考書を読み、昭和四九年第一回の受験を試みたが見事失敗。聊か、この試験を軽く見ていた嫌いがあつた。そこで少々憚を引締めて翌五〇年再度挑戦し両科目に合格した。

た。そして昭和五二年から、（先に書いた）財務諸表論の七連敗が始まるのである。一口に七連敗といふが、七年間、毎年暮に国税庁から御歳暮（不合格通知）を戴く気持は愉快なものではなかつた。この期間は、丁度私が司法書士会の役員として比較的会務に精勤していた時期に当つてゐる。近年は、申証ないが、相当手抜きをさせて貰つたことを告白しなければならない。

て面白かった。大方の人々は素直に「おめでとう。よくやったね」と言つてくれて、人柄の良さを改めて再確認したが、中には「口惜しい」という気持を抑え切れないので、この素直な言葉がどうしても言えない。(自分に)正直な人もいた。

こういう時に人柄がモロに出てしまふようである。私自身はどうやらかと云うと後者に近いので、人々からあまり良い性格だとは思

「どうものである。「口惜しい。あいつにてきて自分にできないことはあるまい」と思うなら断手挑戦すべきである。

翌五一年には簿記論に合格した。問題が易しかつたせいであるここまでは比較的順調であった。今にして思えばマイナーな科目ばかりであつたからであると思う。税理士試験には比較的合格しやすいマイナーな科目と、合格しにくくいメジャーな科目がある様に思う。後者は、財務諸表論、所得税法、法人税法の三者で前者はその他の科目である。私の経験からいえば条件の良い時に、つまり若くて勉強に専念できる時にメジャーな科目を取つておくと後が楽で大変やり易くなるのではないかと思う。

昭和五二年には父が死に至る病に倒れ、看病の為受験できなかつ

結局、私は、試験が難しくなっているという客観的情勢と、私自身の頭の老化を自覚し、自分は頭が悪いという前提に立って行動を始めてから再び受かる様になつた即ち、六〇年漸く財政諸表論に合格。六年には負け癖が出て、残る一科目の所得税法に失敗したが六二年合格。どうやら五科目に満ぎつけた次第であった。

さて、私は今回の合格で、いろいろ有益且つ面白い体験をした。いつ受かるかわからない試験であるから、受験していることは、なるべく内緒にしていたので、誰にも意外だつたのかもしれないが、知った後の対応に人柄が表れていた。

われていないうと反省した本  
第である。

現在、司法書士、調査士で十分食つていける方々には無理にはお薦めしないが、まともにやつていたのは食えないと悩んでいる。優秀だが商才に欠ける会員諸君、思い切つて税理士試験に挑戦してみては如何。尤も、現在の税理士界の状況を見れば、これもわが会と同じ運命を辿る予兆が見える様な気もあるし、試験の難しきの割に経済的に報われるかどうかは保証の限りではないが、とにかく、経済的に報われるかどうかは別として、「そこに山があるから登るんだ」という気持で受験するならば征服し甲斐のある試験であることは間違いないと思う。

# 登記官の行為に関する 行政急争と国家賠償

A5判400頁  
定価 3,000円  
弁護士 樋口哲夫  
元法務省法務総合研究所教官

発行 (社)民事法情報センター

販売 ブックキンザイ

## 回回本書の特色回

- ☆登記官の行為がどのような場合に国家賠償事件に発展し、どのような問題があるか、理論、実務の両面から詳解する唯一の書！
- ☆登記官が行った事件処理に対する国民の権利の救済方法としての行政不服審査制度から行政訴訟による国家賠償請求まで判例・先例・実務の現状を総合的に考察を加えつつ、解説する体系書！
- ☆とくに判例については、実務の実際と対比しつつ、検討、批判を加えつつ、登記官としての実務指針を明示する手引書！
- ☆本書は、月刊「登記先例解説集」昭和63年新年特集号を読者以外の方々の強い要望に応えて単行本化！

## 目

## 次

**第1章 はじめに／1. 法務局関係訴訟事件の概況／2. 登記官の違法行為とその救済方法**

**第2章 登記官の行為に対する審査請求**

第1節 行政不服審査制度の概要

第2節 審査請求と登記官／1. 審査請求の申立て—処分序経由主義／2. 登記官のとるべき处置／3. 後行登記がある場合と相当の処分

第3節 審査庁の審理—要件審理／1. 審査請求手続の適法性／2. 審査請求人の適格性／3. 審査請求事項(登記官の行為と処分性)

第4節 審査庁の審理—実体審理／1. 審理方式—書面審理／2. 審理の過程／3. 仮の救済—仮登記命令

第5節 審査請求手続の終了—裁決／1. 裁決の種別と内容／2. 裁決の方式と効力発生／3. 裁決の効力

**第3章 登記官の行為と行政事件訴訟**

第1節 行政事件訴訟の概要／1. 行政事件訴訟制度／2. 訴えの提起／3. 訴状の送達を受けた登記官の措置／4. 答弁書の作成

成から判決までの概略

第2節 登記官の処分に関する行政事件訴訟と若干の問題点／1. 行政事件訴訟の形態／2. 訴訟要件／3. 立証責任／4. 執行停止

**第4章 登記官の行為に関する国家賠償**

第1節 国家賠償責任制度

第2節 国家賠償責任の成立要件／1. 登記官の行為と公権力の行使／2. 登記官の行為と職務の執行／3. 登記官の行為と故意・過失／4. 登記官の行為と違法性／5. 登記官の違法行為による損害の発生

第3節 登記官個人の賠償責任／1. 個人責任否定説(通説)／2. 個人責任肯定説／3. 折衷説(一部肯定説)／4. 判例の立場—個人責任否定説／5. 登記官個人に対する国の求償権

第4節 共同不法行為者に対する国の求償権

《付録》表示の登記、公園の管理、権利の登記、閲覧監視義務、行政指導などで登記官の過失に関する裁判例の紹介。

○上記書籍を調査士会事務局で斡旋中です。

4月8日までに申込まれた方は、2割引です。

幹雄國書名、下記の通り訂正いた  
します。

(誤) 登記官の行為に關する  
行政争訟と國家賠償

(正) 登記官の行為に關する  
行政争訟と國家賠償

特設登記相談所開設される

於 德山市山口放送横内  
モダン住宅展示会場



皆さんは承知の上より、お年、  
山口地方は新規では、不動産登記  
は毎年有効年を経て、各種の記入  
行事が施行されましたが、以降、  
毎月一月一日を不動産登記新規登記  
令日と定め、当日を中心としては  
(登記制度)の運営を専らする  
ため、行事が会員されていきます。  
本年は二月一日から二月七日までの  
間で不動産登記新規登記令登記と  
され一部やスコニにも在籍されま

したまつに、二月七日日曜日に、  
横山恭平議員由口放送株式会社様  
内モア・好石質問会場において、  
特設登記相談所が開設されました。  
調査士全員へも、登記相談員の派遣  
の要請があり、協賛をうけたもの  
で会員の派遣を行ないました。当  
日は、日曜日その他の空き時間場所  
をもつこもあり、午前中は相談  
者もさほどでしたが、午後は丹山  
の相談者がありました。

## 調査士会と法務局登記部門 及び県用地課との協議会



山口県相談課・法務局登記部門及び土地家屋調査士会の三者協議会が、二月一九日、同議会場の会議室で開催されました。

協議事項及び協議の結果については、各自より書面で通報されたりました。

調査士会は、新年度より、登記部門と、県用地課との意見交換の場を設定しています。

今回もまた、このように協議会が開催され、熱心な論議がありました。

ただ、まだまだ、県用地課の場界に対する考え方、登記部門の境界に対する考え方、大きなへだたりがあるよってに思われました。これは、理屈の土地を管理する立場で、手続業務者としての立場の裏返か、そのまま、眞面目に扱われている様に見られます。

今後とも、両者の話し合いの機会が増え、我々あるいは県民の利益が計られることが望れます。

# 追憶

岩国支部 新本清人

ボソリと話題は、「どうあんたのお父さんその後、元気にしてる。」

「アーア私の父亡くなつたワ。」

「アーン何時、何才だつたかナア、確か俺と同年輩だと聞いていたが、そうだつたのか、少し早死だつたなア、君のお父さんもシベ

リアの抑留生活が長かつたと言つてたよネ。復員してからずうつとひき続いて職場では労働組合の活動には地味な立場に居ながらも積極的だつたと聞いていたが、晩年はどうだつた？物の考え方や人の話を穏かに聞ける人になつて居た？君達や母さんのこと又世の中の人の意見についての判断は？復員した頃と変わつたかなア。」

「アーン駄目だつたみたい。無口な父は最後まで私達の言うことや年位居たろう、今どうしているかな。出されたレミーマルタンコニヤック、琥珀色のグラスをケビリケビリとなめながら、ふと思う。

何時もの通り、仕事を終えての帰り道、新幹線の乗車時間に一寸間があり、ふと駅前のある酒場を何年か振りに訪れた。

客の居ない静かな店、何時も居たマダムは？勿論経営者ではないわゆる雇われマダムだ。

何時もの通り、仕事を終えての帰り道、新幹線の乗車時間に一寸間があり、ふと駅前のある酒場を何年か振りに訪れた。

「アーアあの人辞めたワ。それで今私がママよ。同じ様に雇われだけどネ」と小柄ながらも色白で地味な顔立ちではあるがどことなく磨かれた心の一隅を持つている様な感じのするこの女、年の頃は何才だろう、三十は大分過ぎているだろう四十には未だだ。

それにも辭めて行つたと言うあの女、マダムとしてここに何年位居たろう、今どうしているかな。出されたレミーマルタンコニヤック、琥珀色のグラスをケビリケビリとなめながら、ふと思う。

心は遂に元に戻らないまま人生を終つたみたい」と低いけれど重い声で話すこの女、そんな人世もあつたかと。

「そんな父さんをどう思つ？」

「それは可哀想よ。でも本人はそれでよかっなんじやない。」

「ううう風に母や私達は理解して上ってるのヨ。淋しそうな声もいくらか明るさを取り戻したようだ。」

「テ君、結婚は？」

「私未だヨ。もう三十五才になると言つうのに、何處かに良い人居ないか知ら。」

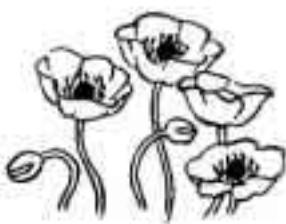
「そうだなア探してみて上げるヨ。」

「それはそつと御客さん、御話はグルアとまるけど、この間ここに来たお客様の話。日本のこんないい世の中つて何時まで続くと思う？」

「アーア難かしい問題だ。今から考えるヨ。サートと新幹線の出発時間が迫つてゐるぞ。釣銭はいい。」

充分理解しないシベリア帰りの化石みたいな人だつたワ。父が逝つた後、涙をこぼしながら母が言つてたワ。父さん、軍隊に入る前、あの優しくて温和しかった明るい

だな。あの遠い昔、零下四十度粉雪の舞うシベリアの奥地での生活を思い出す。凍土をうがち、たつたこの間まで一緒に生活していた隣に居た奴、骨と皮に痩せ細り息の吐えた戰友の亡骸を壕穴に埋めた頃のことが脳裡をかすめて走る。足は急いで発車ベルの鳴る新幹線の扉へと消える。アア、今日も元気で生きていると感謝しつつ、廻つて来た車内販売の缶ヒールに手を出していた。



# 事務局だより

## 会務報告

二月五日(土) 広報部会  
二月六日(水) 総務部会  
二月七日(木) 合同部会支部長会  
二月八日(水) 三者協議会  
二月九日(木) 中B会長会・厚生部会  
二月十日(金) 企画・総務部会  
二月十一日(土) 新入会員研修会  
二月十二日(日) 全国研修会  
二月十三日(月) 総務部会  
二月十四日(火) 山口県用地課登記部門との協議会  
二月十五日(水) 企画委員会  
二月十六日(木) 全国厚生担当者会議

於会館  
#

於岩国市  
於法務局

於岡山市  
於金館

於東京都  
#

於会館  
#

於会館  
#

於東京都  
#

全国研修会  
山口県用地課登記部門との協議会  
企画委員会  
全国厚生担当者会議

## 行事予定

三月五日(土) 経理部会  
広報部会

## 会員異動状況

氏名	年月日	入脱会
岩国市錦見五丁目一六番二〇号	岩国市錦見五丁目一六番二〇号	岩国市錦見五丁目一六番二〇号
宇部市松山町一丁目	宇部市松山町一丁目	宇部市松山町一丁目
下関市細江新町三番四五号	下関市細江新町三番四五号	下関市細江新町三番四五号
大津郡三隅町	大津郡三隅町	大津郡三隅町
大字三隅中一一七五	大字三隅中一一七五	大字三隅中一一七五
岩国市錦見五丁目一六番一五号	岩国市錦見五丁目一六番一五号	岩国市錦見五丁目一六番一五号
廃業	廃業	廃業
死亡	死亡	死亡
高崎	高崎	高崎
難波	難波	難波
奥川	奥川	奥川
内山	内山	内山
白根	白根	白根
西村	西村	西村
郁彦	郁彦	郁彦
勝美	勝美	勝美
倉市	倉市	倉市
照夫	照夫	照夫
一兵	一兵	一兵
63	63	63
.	.	.
2	1	1
.	.	.
17	21	3
63	63	25
.	.	27
63	63	25
.	.	30
62	62	廃業
.	.	死亡
62	62	廃業
.	.	死亡
62	62	廃業
.	.	死亡
9	9	廃業
.	.	死亡

四月一日(金) 表示登記無料相談所開設  
二月二日(土) 部長会  
二月三日(日) 監査会  
二月九日(土) 法司調査者協議会  
二月二十八日(土) 理事会・支部長会  
五月一日(金) 定時総会

二月二日(土) 部長会  
二月三日(日) 表示登記無料相談所開設  
二月九日(土) 法司調査者協議会  
二月二十八日(土) 理事会・支部長会  
五月一日(金) 定時総会

二、事物所变更

支那 下關 萬口 氏 保一 本籍 變更	周動事由 62年11月24日 備考
下關市小月茶園一丁目七番二四号 62・11・24	下關市小月茶園一丁目四三八の八 62・11・24
下關市小月茶園一丁目六番三号 62・11・24	下關市小月茶園一丁目六番三号 62・11・24
林元 清記 事務所変更 62・11・24	林元 清記 事務所変更 62・11・24
萬口 源 本籍變更 62・11・24	萬口 源 本籍變更 62・11・24
任所變更 62・11・24	任所變更 62・11・24
事務所變更 62・11・24	事務所變更 62・11・24
萩 河内 若山 住所變更 62・11・26	萩 河内 若山 住所變更 62・11・26
吉田 浦井 義明 住所・事務所變更 62・12・3	吉田 浦井 義明 住所・事務所變更 62・12・3
長門市東深川一三四五二二 62・12・10	長門市東深川一三四五二二 62・12・10
府 町 松本 茂 住所變更 62・10・28	府 町 松本 茂 住所變更 62・10・28
二刀屋康之 事務所變更 62・1・1	二刀屋康之 事務所變更 62・1・1
宇都 西崎 正則 事務所變更 63・1・5	宇都 西崎 正則 事務所變更 63・1・5
助 川 畠田 應登 住所・事務所變更 63・1・18	助 川 畠田 應登 住所・事務所變更 63・1・18
福 山 井 川 事務所變更 63・2・1	福 山 井 川 事務所變更 63・2・1
福 山 毛利町二丁目三三番地 63・2・1	福 山 毛利町二丁目三三番地 63・2・1

與原識物



説小二ノ一

書下  
報

## 第5回全国囲碁大会

下松 兼重先生が優勝



喜びの兼重先生

連合会のレクリエーションの一環として行なわれている。全国四番大会が昭和六十三年二月六日七日の二日間におたり東京の財團法人「日本棋院」で個人、団体を分け、二種以上のAプロブ、Bプロブ、Cの三つのグループに分かれて行なわれた。山口直樹さんは四名の参加があり、Aプロブ個人戦で三好敏夫と下松の兼重直樹先生が優勝されました。山口直樹先生は一山口県のレベルは全国的にも高く、参加された皆さん全員健闘されました。これもみな御世話をされた三好敏夫先生はか皆さんのおかげです」と感想を述べられました。これを機会に、両親による会員の輪が広げられます。